

## ＜畑作物共済(大豆)重要事項説明書＞

この説明書は、畑作物共済(大豆)へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項です。

次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、また、共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえ、加入申込書を提出いただきますようお願い申し上げます。また、この説明書でご不明な点や詳細については農業共済組合(NOSAI)にお問い合わせください。

- 1 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。
- 2 加入申込みの際等に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- 3 加入申込書の内容について、変更通知(共済目的の譲渡、刈り取り、すき込み、栽培方法の変更等の通知)を怠り、又は重大な過失等によって不実の通知をした場合。
- 4 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込みが遅れた場合。
- 5 被害発生時に組合への通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- 6 損害評価時において、被害の事実が確認できなかった場合。
- 7 組合の財務状況によっては、共済金等の支払いについて削減される場合があります。